

## 路地状部分の敷地と道路との関係について

(下線部 H27. 10/6 追記)

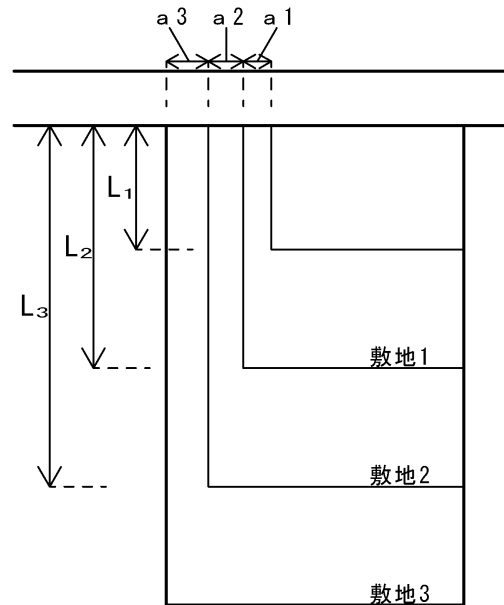
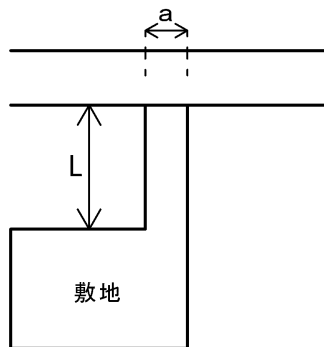
愛知県建築基準条例第6条・第7条 (図解)

- ●建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合におけるその路地状部分の長さ $(L)$ と幅 $(a)$  (県条例6条) ※大規模建築物の敷地 (同5条)、特殊建築物の敷地 (同7条) については、これより厳しい制限が加えられる。

路地状部分の長さ $(L)$	路地状部分の幅 $(a)$
15m未満の場合	2m以上
15m以上 25m未満の場合	2.5m以上
25m以上の場合	3m以上

- ●建築基準法別表第1(イ)欄(1)項から(6)項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計) が200 $m^2$ を超えるものの敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合におけるその路地状部分の長さ $(L)$ と幅 $(a)$  (県条例7条)

路地状部分の長さ $(L)$	路地状部分の幅 $(a)$
15m未満の場合	4m以上
15m以上 25m未満の場合	4.5m以上
25m以上の場合	5m以上



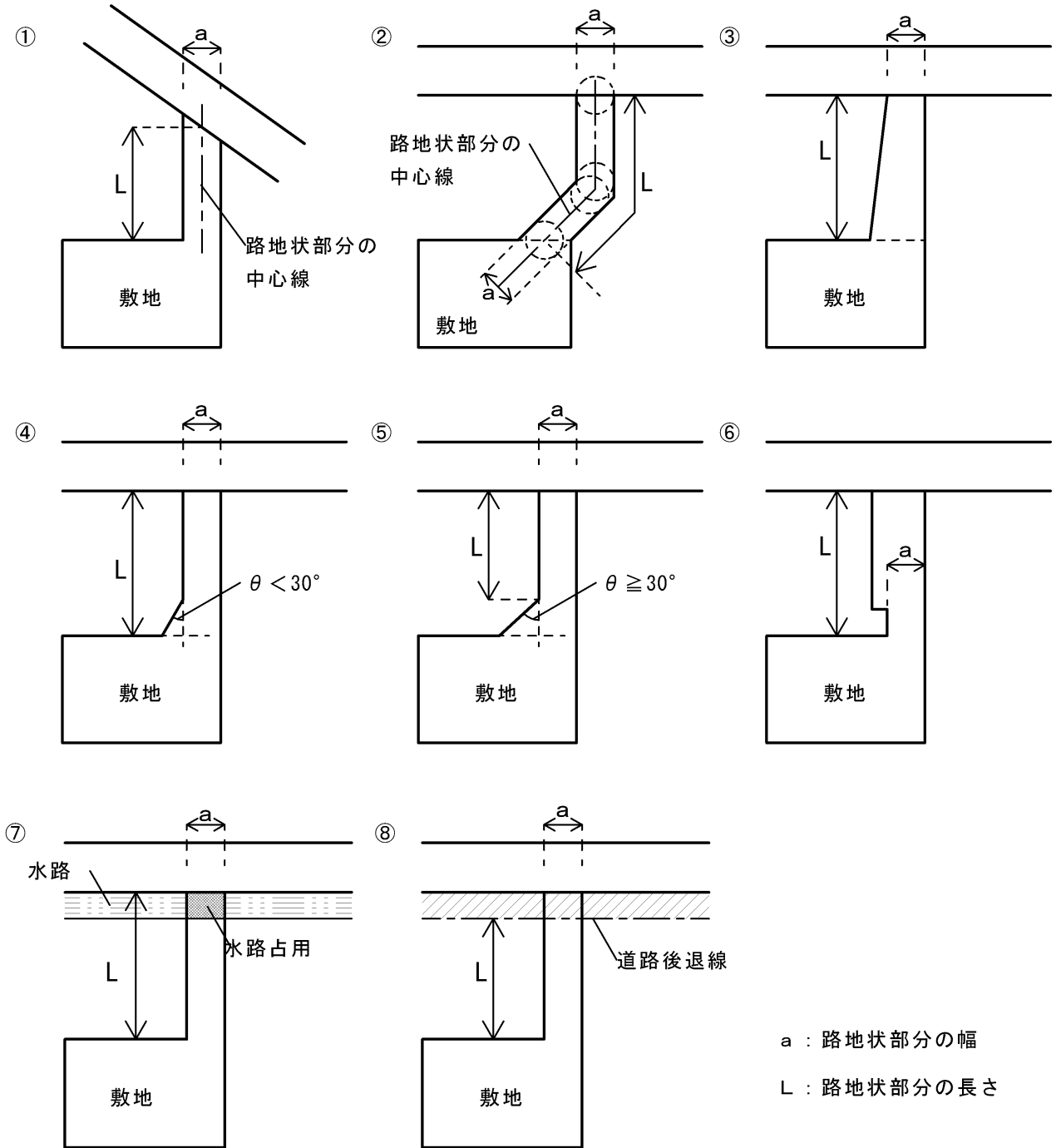
- 《注1》路地状部分は、あくまで敷地の一部であって通路ではないため、他の建築物の敷地を使用したり、2以上の敷地の共通部分として重複させることはできない。  
 (敷地1… 路地状長さ $L_1$ ・路地状幅 $a_1$ )  
 (敷地2… 路地状長さ $L_2$ ・路地状幅 $a_2$ )  
 (敷地3… 路地状長さ $L_3$ ・路地状幅 $a_3$ )

- 《注2》延べ面積 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計) が1000 $m^2$ を超える建築物の敷地は、道路に4m以上接しなければならない。(県条例第5条)

- 《注3》路地状幅4m未満の敷地で3階建ての建築物を建築する場合は、非常用の進入口等を道から20m以下で視認性のよい位置に設置する、等『建築物の防火避難規定の解説2012(p142)路地状敷地の非常用の進入口の取扱い』に準拠する必要がある。

**【路地状部分の取扱いに関する運用解釈】**

県条例法第6条及び第7条の規定による路地状部分の長さとり方については、下図により扱う。



**<考え方>**

路地状敷地については様々な形態があり、これらの基準のみですべて判断することは困難であるが、上記を参考に判断するものとする。